



## リレー・フォー・ライフ・ジャパンとまこまい実行委員会 規約

### 第1章 総則

- 第1条** (名称)本会は、「リレー・フォー・ライフ・ジャパンとまこまい実行委員会」と称し、略称を「RFLJ とまこまい実行委員会」とする
- 第2条** (設立)本会の設立年月日は2025年1月25日とする(第1回実行委員会にて承認)
- 第3条** (事務局)本会は、主たる事務局を事務局長宅に置く(北海道苫小牧市北光町 2 丁目 5-20)

### 第2章 目的および活動

- 第4条** (目的)本会は、非営利活動の「リレー・フォー・ライフ・ジャパン2025とまこまい」(がん患者支援チャリティ・イベント、以下「RFLJ2025とまこまい」と記す)の開催を通じて、がん患者・家族・地域の人々との連帯を図り、命の大切さを考えると共に、がん患者の生きがいを高めることを目的とする
2. 地域社会へがんに関する啓発を行い、社会意識の向上を目的とする
  3. 「がん患者支援活動」のため、寄付を募ることを目的とする
  4. 「RFLJ2025とまこまい」に寄せられた寄付金は、公益財団法人日本対がん協会に送金し、目的達成のために使用する
- 第5条** (活動)本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う
- 一 がん患者やその家族、支援者がつながり、歩く、「RFLJ2025とまこまい」の企画・運営に関する活動を行うこと
  - 二 イベント開催と付随活動を通じて、がん患者とその家族に勇気と希望を与え、社会全体でがんと立ち向かう連帯感を育むこと
  - 三 イベントで寄付金を募り、がん患者支援とがん征圧を目指す活動へ充当すること
  - 四 その他、本会の目的達成に必要な活動

### 第3章 会員

- 第6条** (会員)本会の会員は、第4条の目的に賛同した個人を会員とする
- 第7条** (義務)会員は、「RFLJ2025とまこまい」の実行委員である事の自覚を忘れずに、プライベートであっても責任を持って行動すること
2. 会員は、常に主体的に、楽しんで活動を行うこと
  3. 会員は、「RFLJ2025とまこまい」の目的の達成に向けて、「RFLJ2025とまこまい」の広報活動を行なうよう努力すること
  4. 会員は、「RFLJ2025とまこまい」の開催に向けて、メーリングリストや HP などの連絡をこまめに確認し、本会の活動の現状や今後の予定を把握しておくこと
- 第8条** (入会)本会の会員として入会しようとする者は、会員の紹介、または会のホームページより申し込むこととする。

会員の入会にあたり実行委員申込書を提出し、実行委員長と事務局長の承諾を得る

**第9条.** (会費)本会は、会費の徴収は行わない

**第10条.** (退会)会員は、実行委員長に自ら申し出ることにより、任意に退会できる

**第11条.** (除名)会員が次の各号の一に該当する場合には、役員会の議決により、これを除名することができる

**第12条.** 会員を除名する場合には、その会員に対し、それぞれの議決の前に弁明の機会を与えなければならない

一 本規約に違反したとき

二 本会の目的に反する行為をしたり、会の名誉を傷つけたとき

**第13条.** (搬出金品の返還)既に納入した寄付金及びその他の搬出金品は、返還しない

#### 第4章 役員

**第14条.** (種別)本会に次の役員をおく。

名誉実行委員長…………… 1名

実行委員長…………… 1名

副実行委員長…………… 2名

顧問…………… 数名

事務局長…………… 1名

総務会計担当責任者…………… 1名

監査…………… 1名

**第15条.** (役員の選出及び任期)役員は、実行委員会にて選出する

2. 任期は、第1回実行委員会開催日より、2025年の最終実行委員会までとする

3. 何らかの理由で役員が欠けた場合、または第11条により役員が除名になった場合には、実行委員会にて役員を追加選出する

**第16条.** (職務)実行委員長は、この会を代表し、その業務を総括する

2. 副実行委員長と事務局長は、実行委員長を補佐すると共に、実行委員長に事故あるときにはその職務を代行する

3. 総務会計担当責任者は、本会の会計を掌握する

4. 役員は、それぞれの担当する部署の責任者として、担当部署の委員と連携をとりながら「RFLJ2025とまこまい」の開催に向けて必要な業務を遂行する

5. 特別顧問、及び顧問は実行委員会に助言を行い、必要に応じて各種の援助を行う

#### 第5章 会議

**第17条.** (種別)本会の会議は、実行委員会と、第14条に記述した役員による連絡調整会議の2種とする

**第18条.** (構成)実行委員会は、実行委員をもって構成する

2. 連絡調整会議は、役員をもって構成する

**第19条.** (開催)実行委員会は、次に掲げる場合に開催する

一 実行委員長が必要と認めたとき

二 実行委員総数の3分の1以上から、会議の招集の請求があつたとき

2. 連絡調整会議は、次に掲げる場合に開催する

- 一 実行委員長、副実行委員長、事務局長が必要と認めたとき
- 二 役員総数の3分の1以上から、会議の招集の請求があったとき

**第20条** (議決)会議における議事は、会議に参加した過半数および実行委員長と副実行委員長、事務局長の同意で決する。

2. 会議前日までに委任状を提出したものは出席とみなし、被委任者の表決に従うものとする
3. 至急を要する案件については実行委員長および副実行委員長、事務局長の合意により判断し、次回の会議にて経緯および決定事項を報告するものとする

**第21条** (議事録)実行委員会、連絡調整会議ともに、会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、実行委員長および副実行委員長、事務局長の確認後、構成メンバー全てにメールまたはホームページ上に掲示し通知する。なお、議事録に疑義のある場合は次回会議にて確認することができる。

- 一 日時および場所
- 二 出席者リスト
- 三 審議事項
- 四 議事の経過の概要および議決の結果

## 第6章 会計

**第22条** (会計)本会計は、協賛金、寄付金及びその他目的達成のために必要な助成金等をもってあてる

2. 会計は当該年度の収支に関し、決算報告をし、実行委員会において承認を受けるものとする

**第23条** (会計期間)本会の会計年度は、当該年度の初回実行委員会の日から、当該年度の「RFLJ2025とまこまい」もしくは第5条の四に基づき実施する事業のいずれか遅い終了日後の決算承認日までとする

**第24条** (会計監査)監査は、会計報告書の内容を監査し、実行委員会において、総務会計担当者と共に報告する

**第25条** (使用)会計は、次に掲げた経費について使用することとする

- 一 「RFLJ2025とまこまい」の広報活動のための、HP、FB作成・維持、印刷物、efax、Zoomなどに関わる経費
- 二 「RFLJ2025とまこまい」のリレーオーク、サバイバーラップ、ルミナリエ、啓発活動、ステージ、セルフウォーキングに開催に開催した直接経費
- 三 その他、実行委員会で承認された「RFLJ2025とまこまい」の開催に開催した直接経費
- 四 実行委員会で承認された第5条第4項に基づき実施する事業に関する経費

## 第7章 規約の変更と追加

**第26条** (規約の変更と追加)この規約は、実行委員会において、出席者の3分の2以上の承認があれば、変更または追加できる

## 第8章 雜則

**第27条** (雑則)この規約に定めのない事項については、実行委員会で決定する

### 付則

1. この規定は、本会の成立の日である2025年1月25日から施行する
2. この規程は、2025年1月26日から実施する

以上